

## ○工学院大学大学院学費納入規程

(平成 21 年 1 月 7 日)

改正

(趣旨)

第 1 条 工学院大学大学院(以下「本学」という。)の学費および学費の納入については、大学院学則による他、この規程に定めるところによる。

(学費の内訳)

第 2 条 学費とは、大学院学則第 40 条のとおりとする。ただし、大学後援会費、校友会費等(以下「委託徴収金」という。)も学費に準じて取り扱うものとし、納入金額および納入期日は別表第 2 のとおりとする。

(適用学費)

第 3 条 学費は、原則として入学時に定めた金額を適用する。

(学費の納入)

第 4 条 学費は、本学の指定する方法で指定の期日までに納入しなければならない。

2 学費は、前期、後期の 2 回分納とする。

3 学費納入期日および学費有効期間は別表第 1 のとおりとする。

4 納入期日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日を納入期日とすることができる。

5 納入期日までに学費を納入しない者が、別表第 1 に定める学費未納による除籍確定期日までに納入しない場合は、大学院学則第 39 条の定めにより扱う。

(再入学者の学費)

第 5 条 大学院学則第 37 条により再入学を許可された者の学費は、大学院再入学規程の第 7 条に定めたとおりとする。

(休学者の学費)

第 6 条 大学院学則第 35 条により休学を許可された者の休学中の学費は、大学院学則別表第 2 (2) のとおりとする。

(年度途中の修了者または退学者の学費)

第 7 条 年度の途中で修了または退学する者は、当該期の学費全額を納入しなければならない。

2 日付をさかのぼって退学を願い出ることはできない。

(停学者の学費)

第 8 条 大学院学則第 38 条により停学の懲戒を受けた者は、当該期の学費全額を納入しなければならない。

(既納の学費)

第9条 すでに納入された学費は、返還しない。ただし、重複または超過納入になった学費がある場合は、この限りでない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長が提案し、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 別表の整備。
- 3 学校教育法改正に伴う改廃表記の変更。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 学費改定に伴い別表の変更。

附 則

- 1 この規程は、平成29年5月19日から施行する。
- 2 常務理事会廃止に伴う改廃権者の変更。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 学費未納期間を定め、滞納者への学則上の扱いについて明記する。
- 3 学費延納者の扱いについて改める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 納入期日を月末へ変更。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 口座振替による納入への変更に伴う条文改正。

3 納入期日の変更および延納手続き廃止。

別表第1

学費納入期日および学費有効期間

期 別	納入期日 注)	学費有効期間	学費未納による除籍確定期日 注)
前期分	5月27日	4月1日～9月30日	7月31日
後期分	11月27日	10月1日～翌年3月31日	翌年1月31日

注) 納入期日・除籍確定期日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日を納入期日・除籍確定期日とすることができる。

別表第2 (第2条関係)

委託徴収金 納入金額および納入期日 (単位 : 円)

		納入金額	納入期日
学生教育研究災害傷害保険料 (注1)	修士	2,430	入学金と同時
	博士	3,620	
		1,340	最低修業年数超過後：前期学費納入期日
後援会費	入会金	15,000	入学金と同時 (注2)
	会費	13,000	1年次：入学金と同時 2年次以降：前期学費納入期日
同窓会費		10,000	最終年次の前期学費納入期日 (注2)
校友会費		20,000	最終年次の前期学費納入期日 (注2)

備考

(注1) 入学金と同時に修士課程は2年間分、博士後期課程は3年間分徴収、在籍期間がこれを超えた場合は1年分を毎年度徴収する。

(注2) 本学卒業生は全額免除とする。